

令和3年9月30日

教育保育施設等 施設長 各位

石垣市長 中山 義 隆  
〔公 印 省 略〕

沖縄県緊急事態措置終了後の「感染拡大抑止期間」の対処方針について（通知）

日頃から新型コロナウイルスの感染拡大防止についてご協力を頂き深く感謝申し上げます。

令和3年9月28日付けで政府対策本部にて緊急事態宣言が終了することが決定され、これに伴い沖縄県緊急事態措置は令和3年9月30日をもって終了することになります。

しかしながら、沖縄県内の感染状況は未だに10万人当たりの新規陽性者数は全国ワーストとなっており、流行の高い水準にあることから、緊急事態宣言解除後の期間は感染の再拡大を防ぎ、経済活動再開に向けた段階に移行させているための重要な期間として、沖縄県は「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間（沖縄県対処方針）」を示しております。

本市としましては、今後も予断を許さない状況であると考え、感染防止の措置の緩和については、直ちに全面解除とするのではなく、段階的に行う必要があると考え、本市の教育保育施設（民間施設についても同様）に係る運営等については、下記のとおり要請いたします。（変更・追加部分は下線）

#### 記

- 1 通知における適用期間 令和3年10月1日（金）から10月31日（日）
- 2 保育施設等の運営について
  - (1) 通常運営となる施設（民間保育施設等についても同様の要請とする。）  
公立保育所、公立幼稚園、公立認定こども園、預かり保育、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、児童館及びこっこーま（12時～14時は、施設内消毒のため利用不可）、子どもホッ！とステーション
  - (2) 保護者等が参加する保育行事（例：納涼祭り、運動会、交流会など、多くの人が集まるイベント）については、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。
- 3 感染拡大抑止期間中の「家庭保育の協力要請」について
  - (1) 保育従事者に風邪症状（発熱、鼻水、咳、嘔吐、下痢、倦怠感等）がみられるときや、同居の家族に風邪症状がみられるときは、症状が改善するまでは出勤自粛をお願いします。
  - (2) 感染拡大抑止期間中の「家庭保育の協力要請」により登園自粛を行なって頂きました家庭に対しては保育料（副食費）及び利用料の軽減を行ないます。

【裏面もあります】

#### 4 保育従事者の郡外渡航について

- (1) 「感染拡大抑止期間」中の郡外渡航は原則自粛として、急を要しやむを得ない郡外渡航となる場合は、事前に事業所へ旅行届（別添様式2）を提出し、出発前にPCR検査又は抗原検査を受け、帰島後も速やかにPCR検査又は抗原検査を受けるようにして下さい。
- (2) 帰島後のPCR検査又は抗原検査の結果がでるまでは、自宅待機として「陰性」が判定された後に出勤して下さい。  
また、帰島後のPCR検査を受けない場合は、帰島日を1日目とカウントして、1週間の自宅待機をお願いします。
- (3) 帰島後（帰島日を1日目）から2週間は健康観察を徹底し、保育従事者及び同居の家族の者に発熱や咳、体調不良等がある場合は症状が改善するまで自宅待機をお願いします。

#### 5 保護者の新型コロナウイルスワクチン接種について

- (1) 感染症対策としてワクチン接種は有効な手立てとなります。ワクチン未接種の保育従事者は下記の医療機関までお問い合わせください。  
・かりゆし病院 Tel83-5600  
・石垣島徳洲会病院 Tel88-0123
- (2) ワクチン接種後も感染のリスクはあります。マスク着用手洗い等の感染対策を引き続きよろしくをお願いします。

#### 6 その他

- (1) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟など）がいる場合、その家庭内の保育従事者は出勤自粛とする。ただし、当該濃厚接触者がPCR検査で「陰性」と判定された場合は、出勤可とする。
- (2) 国や県の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

(様式2) 施設職員用

旅 行 届

年 月 日

施設名：

園長 様

施設名

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、郡外に移動した場合の感染予防対策(注意事項)を遵守し、下記のとおり、旅行します。

記

1 旅 行 期 間

令和 年 月 日

令和 年 月 日 ( 日間)

2 旅 行 先

3 旅 行 の 理 由

4 滞在場所(連絡先)

5 行動(移動)計画

6 備 考